

はしがき

この本を手にとってくださり、心から感謝します。

この本は、主に社会保険労務士（以下「社労士」）として発展途上にある方の、「社労士としてどう生きればいいのか？」「私らしい“社労士スタイル”って何だろう？」といった悩みや疑問を解消するため、多くの社労士のご協力のもと、つくりました。

かくいう私自身にも、開業の当初、世間からほとんど見向きもされず、このように思い悩んだ時期がありました。

いま考えればそれもそのはずで、そもそも全国には4万5千人以上の社労士がいます（「社会保険労務士白書 2024年版」より）。社労士資格にプラスして、独自の特徴や個性、強みなどを明確にアピールしないと、依頼する側も選べないというものです。

◆ 社労士資格はなにかとのかけ合わせで輝く！

この本を通じて私が伝えたいのは、社労士資格の持つ底知れない魅力です。

そもそも社労士は、労働法や社会保険関連法にまつわる諸制度を扱う専門家であり、その業務は各種法律等の専門知識を活かして人や組織をサポートすることが基本となります。企業やそこで働く人々の「仕事に関する健康診断士」といえるかもしれません。

社労士業務には申請手続き代行など、一見地味で単調に思える部分もあります。しかし、その枠を飛び越えた先には、実にカラフルで刺激的な景色が広がるものです。経営者と直接向き合い、その企業の未来を一緒に考えたり、日々働く人たちの生活を支えたりという醍醐味があります。

そのうえ社労士資格は、なにか他の要素とかけ合わされたとき

にこそ、その真価を発揮します。

たとえば、ある社労士が IT にも詳しいのであれば、労務管理の DX 化というかたちでも企業の力になることができます (IT × 社労士)。医療業界や介護業界出身の社労士であれば、各種の医療・福祉制度にも精通していますから、年金相談など多くの局面でより個別具体的な助言ができることでしょう (福祉 × 社労士)。

これが、この本がおすすめする [〇〇〇 × 社労士] というスタイルです。

社労士資格にかけ合わせる要素としては、実にさまざまなものが考えられます。どんな要素でも、かけ合わせることでシナジーを発揮できる可能性があります。

わかりやすい例が、「税理士 × 社労士」「中小企業診断士 × 社労士」など、他の資格とのかけ合わせです。

「登山 × 社労士」「ヨーヨー × 社労士」などの個人的な趣味のかけ合わせには、一度見聞きしたら忘れがたい大きなインパクトがあります。

「年金 × 社労士」「給与計算 × 社労士」のように、社労士業務の一部にすぎない要素であっても、そこに特化・一点集中し、自分の強みとして磨き上げたならば、話は別というものです。

今回この本に登場するのは、自分にしかないスタイルを見つけ、その社労士道を邁進している 30 人です。

上記例のほかにも、組織内でこそ輝く社労士や、他の事業との二刀流で成功している社労士、あるいは [〇〇〇 × 社労士] というスタイルを商標登録しブランディングに活かしている社労士などなど……。みなそれぞれが独自のスタイルを持っており、いまなお模索し続けている方々です。

法律の専門家として企業を支えることに特化した人もいれば、社会に貢献するための活動を行う人も、テクノロジーを駆使して

人事の未来をつくることに挑戦している人もいます。

生き方・働き方はそれぞれ違いますが、みな社労士資格の魅力を最大限に引き出したうえで、型にとらわれない活躍や自己実現をしています。

◆ 正解のない時代を社労士として生きる

現代は先行きの見えない時代です。

人々の働き方やライフスタイルの多様化により、社労士も複雑な論点を整理し、問題を解決するプロフェッショナルとなることが求められるようになりました。

また AI の普及や DX の進展によって一部の仕事が消えつつあり、一方で新たな仕事も登場しています。

社労士業務においても、たとえば電子申請が主流となり、手続代行業務はどんどん簡略化されています。

国家資格であり、業務独占資格である社労士資格も、いまや保有しているだけで食べていけるようなラクな時代ではありません。

でも、私は思うのです。「正解がない時代だからこそ、自由に道を選び、自分だけのスタイルを追求できる」と。

本書で紹介する 30 人の社労士は、まさに自分だけのスタイルを実践している人たちですが、決して、この 30 人のスタイルこそが正解、という趣旨ではありません。

彼らはみな、「正解がないなら、自分で正解をつくれればいい」といったマインドを持っているといえます。そのマインドこそが重要です。

◆ 社労士は最高！

最後に、あえて言わせてください。「社労士サイコー！」と（本当に、そう思っています）。この言葉には、私自身が社労士と

して歩んできた誇りや充実感が詰まっています。

社労士という仕事には、世の中を変える力があります。個々の会社や働く人を支えることで、社会全体の仕組みをよりよいものにする。それができるのが、社労士資格を持つあなたです。

この本が、あなた自身のスタイルや生き方を確立するヒントとなり、社労士としての人生をさらに輝かせるものになることを心から願っています。さあ、一緒に「30 人の社労士」という多彩な世界を覗いてみましょう。あなたの新たな一歩を応援しています！

2025 年 1 月

編著者 林 雄次

もくじ

CHAPTER1 分野特化型社労士

CASE 01	藤内 秀樹	002
---------	-------------	-----

年金にとことんこだわる社労士。

CASE 02	永井 知子	007
---------	-------------	-----

外国人雇用・外資系企業を多方面からサポートして20年。

CASE 03	古川 天	013
---------	------------	-----

「給与計算しかできない」から「給与計算ができる」へ。

CASE 04	原 祐加	019
---------	------------	-----

徹底的に「聴く」を自身のスタイルに。

CASE 05	郡司 果林	023
---------	-------------	-----

異業種経験の合わせ技からうまれたIT活用。

CASE 06	山本 武尊	028
---------	-------------	-----

介護業界に貢献できる社労士を目指して。

CASE 07	近江 直樹	034
---------	-------------	-----

「ライター×社労士」でオンリーワンへ。

CHAPTER2 勤務型社労士

CASE 08 稲富 光平 042

本業と副業のシナジーで描く、自分らしいキャリアの実現。

CASE 09 鶴岡 康幸 047

社労士資格がもたらしたさまざまな場所での出会いと未来。

CASE 10 加藤 美衣 053

労務の枠を飛び出せ！ 何でもアリな組織内社労士。

CASE 11 中村 涼子 059

社労士になって見えてきた、新たな可能性。

CASE 12 松原 熙隆 064

事務所勤務から独立へ、業界経験約 30 年。

CHAPTER3 二刀流型社労士

CASE 13 斉藤 梨絵 072

就活から終活まで。あなたの心の声を聴きます。

CASE 14 菅野 満義 078

ストック収入に魅せられた社労士。顧問料と家賃収入で安全経営！

CASE 15 吉田 泰子 084

社労士と広報スキル。

CASE 16	森田 舞	090
---------	------------	-----

実務経験ゼロからの「複業」開業。

CASE 17	中根 重宜	096
---------	-------------	-----

他の資格を活かして副業開業中。

CASE 18	成岡 寛人	101
---------	-------------	-----

「売りたい」を「売る」に変えてくれた資格独占。

CHAPTER4 資格かけ合わせ型社労士

CASE 19	村谷 洋子	108
---------	-------------	-----

キラキラ輝く社労士へ～資格と経験の組み合わせで見つける自分らしい働き方～。

CASE 20	宇田川 洋祐	113
---------	--------------	-----

「税務と労務の二刀流」をモットーに奮闘中。

CASE 21	久保田 あきみ	118
---------	---------------	-----

「社労士×ファイナンシャルプランナー」で、障害のある方とその家族の暮らしを守る！

CASE 22	小野 拓真	123
---------	-------------	-----

二つの資格を活かした活動と今後の展望。

CASE 23	海老澤 浩史	127
---------	--------------	-----

「会社経営＋社労士＋独立型社会福祉士」という働き方。

CASE 24	林 雄次	132
---------	------------	-----

幅広く「資格」を仕事に。

CHAPTER5 自己プロデュース型社労士

CASE 25	安 紗弥香	142
---------	-------------	-----

自分の「強み」に関わる人の「想い」に変える。

CASE 26	ado	149
---------	-----------	-----

SNS で響くネーミングの秘訣。

CASE 27	高木 明香	155
---------	-------------	-----

山にいるときに素の私。好きを追求することで、好きに役立ち、好きが際立つ！

CASE 28	五十川 将史	161
---------	--------------	-----

「普通の社労士」から「ハローワーク採用専門社労士」へ。

CASE 29	竿下 延日呂	165
---------	--------------	-----

「あんぜん社労士」が生まれた理由と目指す未来～夢をあきらめない～。

CASE 30	飯塚 知世	171
---------	-------------	-----

エンタメとヨーヨーが繋ぐ社労士のキャリア。



CHAPTER 1

分野特化型社労士

得意を活かす！ 強みを伸ばす！

CASE **01** ~ CASE **07**

年金にとことんこだわる社労士。

CASE 01

藤内 秀樹

「社労士は『公的年金に関する唯一の国家資格者』」。

これは、全国社会保険労務士会連合会の Web ページに記載されている一文（抜粋）です。社労士が公的年金の分野で持つ重要な役割を表しています。

そして私は、年金にこだわりを持って活動している社労士です。

✓ 年金相談との出会い

私が年金に興味を持ったのは、前職である郵便局での仕事がきっかけでした。当時、ゆうちょのお客様向けに年金相談会が開かれており、私はその対応に携わりました。年金に関する知識はほとんどありませんでしたので、これを機に学び始めました。そして、年金制度が老後の生活を支える非常に重要な仕組みであり、一方で多くの人がある内容を理解していないことに気づかされました。

実際に、チラシで簡単な注意喚起をされただけで、「年金がもらえない」と思いこんでいた人が受給できるようになった例もあり、私は衝撃を受けました。「知識がないと、知らず知らずに損をすることにもなりかねない。関わる人のためにも、自分のためにも、もっと勉強を重ねたい」と思うようになりました。

その年金相談会には、社労士の方がアドバイザーとして招かれ

ていました。私が初めてリアルに目にした「社労士」は、「年金に詳しい、年金の専門家」だったのです。

以上のような年金相談の経験を通じ、年金分野により専門的に関わりたいとの思いから、私も社労士資格の取得を目指しました。受験は苦難の連続で、選択式の労一が1点足りないという結果が3回続いたこともありましたが、年金への関心が勉強を続けるエネルギーとなり、合格することができました。

✔ 年金社労士の道に進むまで

合格後は、社労士同士の交流の場に積極的に参加しました。私は沖縄県在住ですが、県外にもよく出かけました。今後のためにさまざまな情報を得たかったですし、何より、Twitter（当時。現 X）で繋がっていた方々とリアルの場で交流したかったからです。

そのようにして初めてお会いする社労士の方々とお話するなかで、「年金は苦手なんだよね」や「うちでは年金業務は扱っていないんだよね」という言葉を、まるで枕詞のように付け加える方に多く出会いました。実務において、年金は決して王道ではなく、むしろマイナーなのだと当時の私は気づかされました。

一般に社労士は、労務を取り扱う士業として認知されており、実際に多くの事務所が労務関連業務を中心に展開しています。

私は合格後にすぐ開業したわけではないのですが、「労務を軸としないと事務所開業は難しいかもしれない」「マイナーな年金業務は事業としてのモデルケースに乏しい」という悩みがあったことも、開業をためらっていた一因としてありました。

そのような中、2021年の秋頃、年金の「マクロ経済スライドの調整期間の一致」が話題になりました。これは、誰もがいつかは受給する基礎年金の給付水準の低下を防ぐための重要な検討課題のひとつなのですが、巷間では悪いイメージが誇張されて広ま

り、Twitterが大荒れになるなどしていました。

そこで私は、この件について厚生労働省が掲載していた資料を読み込み、解説記事としてブログ（*1）で公開しました。するとこの反響は大きく、それまで交流のない方々からも「誤解していたことがわかった」「年金はやはり奥が深い」と、多くの感想が寄せられたのです。私は一次情報をしっかり押さえ、それをわかりやすく伝えることの重要性を痛感しました。ファクトチェックはあらゆる分野で大切ですが、年金は特にそれが顕著といえます。

この一件から、「界隈の社労士で年金といえば……」というとき、私の名前を挙げていただくことが増えました。たった一つのブログ記事が、図らずも自分の社労士としてのブランドを高めるきっかけになったのです。

同時に、「年金で役に立てることはある！」との確信も得ました。他者との交流や情報発信によって、自分の特徴・個性などの輪郭がより鮮明になりました。

✔ 開業から現在まで

2022年の開業から現在まで、年金事務所で行政協力をしています。わずか2年半ですが、約2,400件の相談を経験しました。老齢年金・障害年金・遺族年金の各給付について幅広く取り扱い、知識が大きく深まったと実感しています。書籍では知ることができない、現場の実務上の取扱いについて、日々貴重な学びがあります。また、統計上のデータでは見えてこない、さまざまな層の方々の考え方や反応を見聞きする機会もあります。

行政協力は開業当初から安定した収入が得られる点もありがたいですね。生活を維持しながら実務経験を積むという意味で、私にとって社労士事務所への就職と似た効果があります。

社労士事務所としては、個人の方の年金相談や障害年金の業務

も取り扱っています。障害年金については、行政協力を携わるなかで社労士がサポートする重要性に気づかされました。無償で幅広く手続きの機会を提供できる場も、有償でよりきめ細やかな対応が実現できる場も、どちらも世の中に必要なものです。

ブログから仕事に繋がったこともあります。記事を読んでくださった出版社の方からご連絡があり、年金を学ぶための教材の制作に協力することになったのです。教材は法改正等を反映して毎年改定されるものなので、継続的な仕事になっています。何かしら行動や発信をしていると、思わぬ仕事に繋がることもあるようです。

このほか、年金に関する勉強会やセミナー等の講師を務める機会もあります。私はひたすら年金オタクを突き進んでいるだけですが、周りの方々がいろいろと気にかけてくださり、紹介や企画などをしてくださることも多く、感謝しかありません。

● これからやりたいこと

今後も社会保障制度は、時代に合わせて変化していくことでしょう。

例を挙げると、社会保険の適用拡大についてはさらなる範囲の拡大がすでに検討されています。社労士が社会保険の面で頼りにされることも増えると想像できます。そんなときに、適切な情報提供やサポートを、自分のお客様だけでなく社労士の方々向けにもできる存在になりたいです。

また、実務で得た情報を政策側に伝えることにも取り組んでいきたいです。社会保障審議会の年金委員の先生からヒアリングの場を設けていただくこともあるのですが、そのような機会に現場の実情を届けていくつもりです。

✓ メッセージ

士業の道を歩んでみると、会社員時代とはまた違った意味で、人間関係がとても大切と感じます。

社労士試験に合格して人間関係の輪が大きく広がった結果、よい影響を受けています。素敵な方がたくさんいらっしゃる業界だと感じますし、仕事の面でもお力添えをいただくことが多くあります。特に、合格後から開業初期にかけてのまっさらな時期にできたご縁は宝です！

あなたにも、よいめぐり合わせがありますように。

藤内 秀樹 (ふじうち ひでき)



あおうみ社労士事務所 代表

1977 年生まれ、愛媛県松山市出身。

20 代前半で沖縄に移住。現地で就職した郵便局会社(現：日本郵便株式会社)において年金相談会の開催を経験。年金制度に興味を持ったことから 2018 年に社労士資格を取得。社内研修の講師を担当し、年金アドバイザー3 級試験で団体最優秀賞と個人優秀賞を W 受賞。

2022 年 2 月より沖縄県那覇市で開業。行政協力で年金事務所の相談員を務める傍ら、年金相談や障害年金請求代行、セミナー講師等を通じて、安心・納得の年金受給のサポートに尽力。

*1 ブログ

<https://sharoucchee.com>

外国人雇用・外資系企業を 多方面からサポートして20年。

CASE 02

永井 知子

✓ 実務経験に役立った英語のスキル

社労士になる前は、紆余曲折がありました。英会話学校のマネージャーや、短期ですが海外留学も経験しました。帰国後は、外資系のソフトウェア開発会社でカスタマーサービスを担当しながらも、一生続けられる専門的な仕事を探していました。

そんな中、夫に勧められたのが社労士でした。恥ずかしながら、それまで社労士という資格を知らなかったのですが、もともと労働法や社会保険制度などに興味があったので、すぐに資格学校の講座を申し込みました。

試験には2004年、3回目の受験で合格しました。合格の頃には、実務経験をつけるための転職を考えるようになっていました。社労士は日本特有の資格だから、もう英語のスキルは活かせないとも考えていました。しかし実際には、求人を探してみたところ英語対応を必要とするポジションもあり、実務がほとんど未経験だったにもかかわらず、ありがたいことに複数の事務所から内定をいただくこととなりました。

その中から、外資系企業のクライアントを多く持つ事務所に就職を決めた私は、クライアント先である外資系企業の人事部に常駐することになりました。その業務内容は、外国人を含む従業員からの労務に関する問合せ対応、社会保険の事務手続、給与計算

のデータチェック等でした。従業員数 1,500 人を超える規模で、外国人や外資系企業特有の知識も必要でした。業務量・内容ともにハードな日々でしたが、外国人従業員の方々と英語でやりとりを重ねた経験が、今の仕事に繋がっています。

✔ 自主研究会「国際労務研究会」から始まった執筆の仕事

東京都社労士会に登録して間もなく、同じ社労士の知合いを増やすことと、自身のスキルアップを目的に、「国際労務研究会」という自主研究会に入会しました。メンバーに海外赴任経験のある方や、外資系企業での勤務経験がある方等が多かったことが、入会の決め手となりました。

今でこそ、外国人雇用や海外赴任に関する実務本もたくさん出版されていますが、20 年前の当時は数えるほどしか出ていませんでした。例えば、「海外赴任する従業員の標準報酬月額の対象となる報酬には海外の会社から支払われる給与も含まれるか」という問題について、(2014 年に年金機構からリーフレットが出てはいますが) 私が社労士になった当初は公的な資料が全く存在せず、年金事務所に電話等で問い合わせるほかありませんでした。しかも、いざ年金事務所に問い合わせても、地域や電話に出た担当者によって見解がバラバラなこともよくあり、判断に困った社労士や人事担当者が当時は多かったと記憶しています。そんな時代に、国際労務研究会でメンバーのみなさんの事例や見解を聞けたのは、大変ありがたかったです。

国際労務研究会の勉強会は、メンバーが順番に自分の興味があるトピックについて発表するスタイルを取っていました。私は自分の順番にて、日頃の業務で得た知識・経験を基に、「従業員の海外赴任に伴う社会保険事務と給与計算の留意点」というテーマで発表しました。これは思いのほか好評で、あるメンバーから「出版社に電話して売り込むといいですよ」とまで言われました。

この言葉を真に受けた私は、出版社（日本法令）の編集部でメールをしたところ、それから数日後、編集部から月刊ビジネスガイドへの執筆を依頼され、逆に驚いてしまいました。2007年、まだ社労士登録して2年くらいのことです。

社労士としては駆け出しだった私が専門誌での執筆の機会を得ることができたのも、海外赴任の給与・社会保険という、ほかではあまりない分野の情報を提供できたからといえます。

この執筆をきっかけとして、同誌では「海外赴任の給与・社保」「外国人雇用」「給与計算」等々のテーマでの執筆機会に恵まれ、書籍の執筆・出版やセミナーの講師の経験にも繋がりました。

✔ 外国人技能実習制度と育成就労制度

2017年頃からは、外国人技能実習制度に関わる業務も増えました。具体的には、外国人技能実習生の受入れ団体向けに制度や法令の説明をする講習会の講師、技能実習生向けに日本の法令を説明する講習会の講師、監理団体（外国人技能実習制度の支援団体）の外部監査人、等々です。

外国人技能実習制度にまつわる仕事では、企業に対して労務管理の指導をすることも多く、労働基準法の知識が役立ちます。また、賃金台帳のチェックをする機会も多いため、給与計算の知識・経験がある社労士に向いていると感じています。

2018年には、Facebook グループ「外国人技能実習の会」を立ち上げました。4,000人超のメンバーの中には業界のベテランもあり、政府HPには掲載されていない現場事情や、技能実習制度にまつわる事件の報道されない部分について個人的に教えていただくこともあります。技能実習にまつわるトラブルについて、一般には企業側に問題があると思われがちですが、技能実習生側に原因があるケースもあります。公表される情報だけが真実ではありませんから、断片的な報道や公表内容を鵜呑みにするのは

なく、その背景や事情を常に考える姿勢の大切さを実感する場ともなっています。

周知のとおり、外国人技能実習制度は将来的に廃止され、2027 年からは育成就労制度が始まります。また特定技能外国人もここ数年で急増しています。外国人労働者を取り巻く状況の変化に今後も対応し、引き続き情報発信をしながら労務管理のサポートを続けたいと考えています。

✔ 英語対応で感じる専門家のアドバイスの重要性

ご依頼により、英文雇用契約書や英文就業規則の作成もしています。

当たり前のようですが、翻訳においては、外国人経営者や外国人労働者にとって理解しやすいことがもっとも大切です。例えば、労働者災害補償保険法は、法務省のサイトでは Industrial Accident Compensation Insurance Act とされていますが、アメリカ系外資系企業では Workers' Compensation の方が伝わりやすいのです。このような場合、どの表現を用いるのか、依頼者と相談しながら翻訳をしています。

また 2024 年からは、ベンチャー企業や海外からの進出企業等の労務管理をサポートする相談窓口の仕事もしています。

外国人労働者から英語で相談を受けることもあり、主に Zoom やメール、電話等で対応しています。

外国人労働者は、知人・友人と情報交換をしている方も少なくありません。「会社のこの対応はおかしいと友達に言われた」と相談されることもあります。実はその友達の意見が間違っていることも多々あります。いまは外国語対応可能で、無料で利用できる相談窓口もありますから、ぜひ正しい情報を入手してほしいと思っています。

✔ これからの2つの目標

2004年に社労士となってから、あっという間に20年が経ちました。外国人雇用を専門とする士業の方もかなり増えるなか、私は外国人技能実習制度や特定技能外国人の対応だけではなく、英文就業規則や英文雇用契約書の対応、外国人に多い給与計算・年末調整での留意点の情報提供等にも力を入れています。

先日、社労士会での外国人雇用をテーマにした研修会で、租税条約や非居住者税率、定額減税・年末調整等の外国人労働者特有の給与計算関連の留意点にも触れたところ、多くの高評価が寄せられました。給与計算・年末調整は日頃の社労士実務に直結する内容ですから、一般的な外国人雇用セミナーでも留意点としてお伝えしていきたいと思います。

その他、現在気になっているのが、越境テレワーク（国境を越えたテレワーク）での給与計算・社会保険の取扱いです。海外での勤務というと、社会保険の資格継続の有無や標準報酬対象となる報酬の判断、源泉所得税の実務等が気になるところですが、海外赴任の給与計算・社会保険の取扱いの知識があれば、状況整理がしやすくなります。越境テレワークについても現状では公的な資料や、きちんと解説している記事等が少ないですから、自分自身も勉強を続け、正しい情報発信ができればと考えています。

20年経っても、自分は相変わらず未完成だと思いますが、社労士でいる限り勉強は欠かせません。体調管理に配慮しながらも、これからもがんばっていききたいと思います。



青山学院大学大学院法学研究科 ビジネス法務専攻 修士課程修了。

イギリスで語学留学後、外資系企業に勤務しながら社会保険労務士の資格を取得し、登録後は外資系企業の人事部やアウトソーシング会社にて10年以上勤務。

登録直後から海外赴任に伴う給与計算・社会保険事務、外国人の労務管理について専門誌で多数執筆し、セミナー講師も担当する。開業後は外国人技能実習制度に関する講師をはじめ、外国人技能実習制度の監理団体の外部監査人の業務等を数多く担当。

共著『外国人雇用 書式・手続マニュアル』（日本法令、2000）では、企画立案から執筆まで中心的な役割を担当。

2022～2023年は外国人技能実習機構の委託事業のセミナー講師も担当した。英文雇用契約書・英文就業規則の作成・見直し、労働者向けに英語での労務相談対応なども行う。日頃の業務では、外資系企業勤務や給与計算の知識・経験を活かした実務的な指導を心掛けている。